

別紙

1. 事業者等支援について

- (1) 持続化給付金の条件に漏れた（20～50%未満）事業者へ支援すること。
- (2) 個人事業者をサポートするオンライン商店街の設立すること。
- (3) キャッシュレス決済の普及推進に向けた助成をすること。（行政ポイント等，商工会ポイントカードと地域見守りシステム等へのデータ利活用）
- (4) 病院経営への財政的支援をすること。
- (5) 社協が行っている「緊急小口融資資金」の町としての特例貸付けの実施すること。
- (6) 高齢者施設・福祉施設の感染予防対策への助成金を支給すること。
- (7) 障害者施設に対して，封入れ作業・リサイクル品の分解分別・洗車・清掃・除草作業等の受注可能な作業を発注すること。
- (8) 障害者施設の自社製品開発にあたり，機械等の設備購入費用の助成をすること。
- (9) プレミアム付商品券をタクシーや公共交通などへの使用範囲を拡大すること。
- (10) スクールバス，観光バス等の事業者への支援すること。
- (11) タクシーを含む公共交通機関の経営支援をすること。
- (12) Go To キャンペーンと連携し，デジタルスタンプラリーの実施やシテイプロモーションの経費に充当すること。

2. 困窮者等支援について

- (1) 新型コロナによる収入減での生活困窮者への家賃補助をすること。
- (2) 持続化給付金の条件に合わないフリーランス等への支援すること。
- (3) 要保護家庭・準要保護家庭，失業中家庭，ひとり親家庭，非課税世帯，3月～6月の売上げが昨年度比70%以上減少した事業者などの絞り込みをし，現金給付最低半年，できれば1年程度耐えられる資金援助すること。（ただし一人親世帯だが実質的に複数の収入がある複数世帯同居等の場合は除外。）
- (4) 特別定額給付金の基準日である4月28日以降今年度内に生まれる子どもへ給付金を支給すること。
- (5) 子ども食堂のテイクアウト・食材に対する必要な経費を支援すること。
- (6) 弁当の補助など，子どもの食の支援をすること。
- (7) 助成金等の申請の補助をすること（特にネットを使用しない高齢の経営者に対する個別対応）
- (8) フードバンクや食品関連事業者等による食品ロス削減等の支援すること。
- (9) オンライン相談等のDV被害者支援の取り組みを支援すること。
- (10) タクシー初乗り運賃の補助等を通じて交通弱者及び免許証返納者の移動や交通の権利を確保すること。

- (11) 困窮によって学費が払えず入学辞退・中途退学等に迫られている家庭に対し、今年度分学費の全額・半額・1/3・などの給付，10年返済無利子貸与などの支援を行うこと。

3. 子育て世帯や高齢者等への支援について

- (1) 私立保育所・放課後児童クラブの職員に応援給付金を支給すること。
- (2) アルバイト先の閉鎖等による生活困難に対応し，町として雇用を創出し支援すること。（小中学校のタブレット導入支援員や英語補助員等に活用する。）
- (3) 大学生及び一人暮らし高齢者への支援を強化すること。（支援団体との連携を強化し，実態の把握・支援内容を検討し対応する。）
- (4) 75歳以上高齢者（単身高齢者を除く）へプレミアム商品券を配布すること。
- (5) 子育て世帯に対し，プレミアム付商品券の優先販売などの支援を拡充すること。
- (6) デマンドタクシー「あみまるくん」の料金の減免対象者拡大及び，料金を大幅に引き下げること。

4. 感染症対策について

- (1) 町内へのPCR検査センターの設置及びPCR検査を推進すること。
- (2) 妊婦に対するPCR検査費用を助成すること。
- (3) サーマルカメラ検温装置を設置（役場，保健福祉会館等）すること。
- (4) 社会福祉協議会障害者支援センターに，非接触放射体温計と消毒薬の配布すること。
- (5) 障害者・介護・高齢者施設等に定期的なアルコール消毒液を配布すること。
- (6) 介護施設及び障害者施設に，コロナ対策でかかった費用の助成金をすること。
- (7) 町内の幼児教育・保育施設に勤務している保育士に対するマスクの優先的な配布，または購入の補助をすること。
- (8) 手作りマスクや未使用マスクの回収ボックスの増設と周知をすること。
- (9) マスクを学校，福祉・保育施設等へ配布すること。
- (10) 接触者追跡システム「いばらきアマビエちゃん」の事業者・町民の登録啓発の推進をすること。
- (11) 図書の消毒器を購入すること。
- (12) 感染者世帯家族への支援として，特に自宅待機中の本人，家族を支える仕組みづくりを行うこと。

5. 情報発信について

- (1) 情報発信については依然として課題があることから，防災行政無線の戸別受信器の整備を推進すること。

- (2) 図書館内に地域情報発信拠点を整備し、FM放送等のローカルエリアでの発信やYouTube等での動画情報を配信すること。
- (3) 町内の映像コンテンツを作成し、地域の産物品とともに町の名所の新たな発信する経費に充当すること。

6. 教育環境等について

- (1) 小中学生の給食費を年度内無料とする等の支援をすること。
- (2) 小中学校に返しのあるパーテーションを設置すること。
- (3) 幼稚園・保育所、小中学校の熱中症対策の強化すること。
- (4) マイクロソフトやソフトバンクなど有力なIT企業と連携した、国のGIGAスクールを先取りしたICTの取り組みを進めること。
- (5) オンライン遠隔教育のための人材育成、教材、機材（タブレット端末等）、通信環境等の支援すること。
- (6) 消耗品等の新たに必要な予算は、学校予算ではなく教育委員会の予算で対応すること。
- (7) 3密を避けるため、空き教室を使った少人数学級の実施及び教職員の追加配置。避難所における物質調達や避難情報アプリを導入すること。

7. 公共施設のICT化について

- (1) 情報通信の専門家（任期付き職員）を採用配置し、役場組織全体のICT化を進めること。
- (2) 公共施設のWi-Fi整備を早急に行うこと。

8. 地域防災計画の見直しについて

- (1) 最近の自然災害被害の甚大化に対応し、特に利根川水系洪水や原発広域避難計画の見直しに直ちにに取り組むこと。
- (2) 災害時シェルタードーム型テント、避難所用簡易テントを備蓄すること。
- (3) 平時は倉庫、防災時は宿泊所に転用できるムービングハウスを備蓄すること。
- (4) 避難所へワンタッチパーテーション、防護服一式・噴霧器などを備蓄すること。
- (5) 小中学校体育館の指定避難所の衛生対策としてトイレの洋式化を順次行うこと。

9. 地域振興について

- (1) 地域資源の発見や新たな地域資源の創出、人材育成を行い地域活性化のための地域デザインプロデューサーを配置すること。また、地域おこし協力隊員などを採用すること。
- (2) 3密を避けた自然体験・自然散策に家族を呼び込む民間アイデアに対し補助するこ

と。